

広島・長崎への原爆投下は正義か

岩 本 勲

Atomic Bombs : Are They Justifiable ?

IWAMOTO Isao

はじめに

久間防衛相は麗澤大学の講演で2007年6月、広島・長崎への原爆投下は「しょうがなかった」と発言した。安倍首相も敢えて、これを咎めることはしなかった。しかし、同防衛相の出身地である長崎はもちろんのこと、全国的に強い非難の声が起こり、同相は辞任やむなきに至った。だが、これは問題の氷山の一角に過ぎない。この前年、中川昭一自民党政調会長、麻生太郎外相ら政府・自民党の要人が相次いで、日本の核武装について議論すべき旨の発言を行った。安倍首相は、これらについても肯定的態度を示した。安倍首相は2002年、副官房長官時代、オフレコで新聞記者団に「憲法上は原爆保有も問題なし」と発言している（「毎日新聞」04.1.9）。同紙が報ずるところよれば、当時の福田康夫官房長官も「非核三原則」の見直しに言及していた。また、衆議院選挙全候補者に対する「毎日新聞」の2003年秋のアンケート調査でも、自民党候補の30%、民主党候補の11%が、「情勢によっては核武装を検討すべき」と回答した。一方、アメリカでも2003年12月、日本核武装をめぐる議論が相次いで行われ、スティムソン・センター主催のシンポジウムでは、日本の原発用貯蔵プルトニウムで162~421発の原爆製造が可能であり、日本の高度な技術力からして、日本は潜在的な核保有国である、との見解も示された（「毎日新聞」06.1.9）。

広島・長崎への原爆投下の肯定論は単なる歴史的評論ではない。原爆投下肯定論が日本の核武装保有論やアメリカをはじめとする原爆使用論に直結するところに、最大の問題が存在している。果たして、原爆投下は「しょうがなかった」のか。あるいはもっと積極的に、「原爆投下は、戦争の早期終結と犠牲者の最小限化」のための正義だったのか。この問題は、今日まで長い間、議論され続けてきた問題である。もとより、原爆が大量に非戦闘員を残虐極まる手段で殺戮した、という事実だけでも原爆投下が許されざる非人道的行為であることはいうまでもない。しかし、より深く真実を理解するためには、政治的、歴史的見地からも、原爆投下についての分析が必要となる。本稿はこのために準備されたものであるが、ただし、筆者の能力の限界ゆえに新しい事実の発掘はなく、既に公表された先人の諸論考や報道された諸事実に基づいて構成されたものである。

1. 現在の問題としての広島・長崎原爆投下

AP通信が、20世紀を終えるにあたって1999年、20世紀の20大ニュースを発表したが、その1位は広島・長崎への原爆投下であった。米ヴァージニア州のニュース博物館「ニュージウム」発表によれば(1999.02)、米国のジャーナリストらが投票で選んだ20世紀最大のニュース100選のトップもまた広島・長崎への原爆投下であった。もとより、原爆問題は20世紀では解決できず、21世紀に持ち込まれた最大政治問題の一つである。

(1) 未解決の被爆問題

原爆投下以来、今年で62年が過ぎた現在でも、深刻で広範な放射能被害がいまなお続いている。ここに、核爆弾の残虐さと特殊性が端的に示されている。広島では人口約35万人、原爆投下から12月までに約14万人が死亡し、外国人被爆者は約4万人(うち、死亡者は5000~8000人)と推定されている。長崎では人口24万人、原爆投下から4ヶ月以内に死亡者約7万4000人、負傷者約7万5000人、外国人被爆者は約1万2000~1万4000人(うち1500~2000人が死亡)と推定されている。ただし、外国人被爆者の公式調査は存在せず、長崎平和資料館(岡まさはる記念)調査では、長崎市内在住朝鮮人は約2万6570人で被爆者2万2258人、うち死亡者1万715人となっている。なお、外国人被爆者の死亡率が高いのは、被爆して一旦は生命を取り留めたにもかかわらず、日本人とは異なって全く身寄りがなくて食べるものも食べられず、束の間の休養をとりたくとも休養もできず、結局は死亡していったのが実情だとのことだ。

だが、被害はこれだけにとどまらない。被爆して生き残った多くの人々も、ケロイド、

白内障、各種がん、体内被曝による知的障害・発育不全、原爆ぶらぶら病など、深刻な後遺症に悩まされている（広島市・長崎市原爆災害誌編集委員会編『原爆災害ヒロシマ・ナガサキ』岩波現代文庫）。広島・長崎で被爆したことを証明する「被爆者健康手帳」の所持者は1980年には約37万人であった。2007年3月末現在では25万1834人となっている（『毎日新聞』07.8.4）。

被爆者のうち、原爆の放射能に起因し、治療を必要とする原爆症認定患者には、月に13万7000円の医療特別手当が支給される。だが、過去5年間、3689件の認定申請に対して厚生労働省が認定したのは964件（26%）に過ぎない。厚生労働省は「DS86」という計算方式（爆心地からの距離による被爆線量の計算）と「原因確率」（被爆当時の年齢や性別、等を考慮）を組み合わせて、申請者の疾病が原爆の放射能に起因するか否かを決定している。これに対して、被爆者たちは、国の基準があまりに厳しく実情に即さない、という理由で全国的に訴訟を起こし、2006年大阪地裁判決から2007年熊本地裁判決にいたるまで6件、いずれも国側敗訴となった。参院選挙で大敗した安倍首相は1年以内に認定基準の見直しを明らかにしたが、一方、厚生労働省は一審判決を不服とし、首相の言明にもかかわらず控訴した。被爆者の長い苦しい闘いが国によってさらに強制され続けている。しかも被爆者の平均年齢は2000年で既に70歳を越した。もう待てないのである。

放射線の後遺症は、直接の被曝者だけに限定されるのか否か、現在のところまだ確定はしていない。全国被爆二世団体連絡協議会によれば、被爆二世は全国で30数万人いるとされており、一方、「財団法人放射線影響研究所」は、その前身のABCCによる被爆直後の新生児調査をもとに約8万8千人分の情報を持っている。2000年から初めて被爆二世の健康調査が始まり、2006年までに1万1951人の調査を終えて、その結果が2007年4月に公表された。ただし、対象疾患は、高血圧、糖尿病、高コレステロール血症、心筋梗塞、狭心症、脳卒中に限定された。受診者の平均年齢は48.6歳で、何らかの疾患があったのが54.6%。これらが、原爆の放射能の影響であるか否かは、まだ断定できず、いわば灰色結論である。全国被爆二世団体連絡協議会は、今後の二世に対する実態調査、年1回の無料健康診断にがん検診の追加、被爆二世手帳の発行などを求めている。

（2）核兵器使用の正当化理由としての原爆神話

NATOは1999年、コソボ紛争に際してセルビア側に大規模な空爆を行った。その際、イギリスのジャーナリストのアンドリュー・ロバーツは、次のような主張を行った。「広島原爆が日本の早期降伏を実現した。核兵器を避けた朝鮮戦争は長期化した」（『日本経済新聞』99.5.4）、従って小型核兵器を使用せよ、というのである。つまり、広島・長崎の原

爆使用が賢明であったので、早く勝つためには核兵器使用を、というわけだ。ここでは、原爆使用の正当化理由として、広島・長崎原爆投下の例が持ち出されているのである。これに限らず、アメリカの支配層とアメリカ国民の半分は依然として、広島・長崎への原爆使用が正義であることを主張してやまず、その例は枚挙にいとまがない。

原爆投下命令者であるトルーマン大統領は、「マーシャル将軍は、敵本土に上陸して屈服させれば、50万の兵士を犠牲にするといった」（『トルーマン大統領回顧録』）。このような見解は、トルーマン独自のものではなかった。原爆投下50周年＝アメリカ戦勝50周年の国際会議に来日したボストン大学学長は「（原爆なしに）本土決戦をした場合、米国人は100万人、日本人はもっと死んでいただろう」と述べた（「朝日新聞」95.12.7）。このような見解が、知識人を含めた多くのアメリカ人の信ずる「原爆神話」であるとさえいえる。

アメリカでは1995年、戦勝50周年を記念して、エノラゲイ（広島原爆投下機B29）をスミソニアン航空博物館に展示することとなった。博物館館長は同時に、広島の被害状況も展示する計画であった。だが、これを知った在郷軍人会は、広島の被害状況を展示することは、原爆投下という神聖な行為に泥を塗るものとして猛反対のキャンペーンを開始した。ワシントン・ポストもこのキャンペーンに同調した。ついに上院までが「（原爆投下は）第2次大戦の慈悲深い終結に貢献した」と決議した。これらの結果、スミソニアン博物館館長は謝罪し、辞任に追い込まれた。原爆詩人・栗原貞子さんは、この上院の決議に満腔の怒りをこめて次のような詩を詠んだ。「ヒロシマ・ナガサキへの原爆投下は／アメリカの慈悲深い贈りものだったそうだ。・・・アメリカの正義と民主主義の／守護神となり、世界中へ墓地をつくり／いつでも どこでも／お慈悲深い爆弾を 投下する備えを／固めている」

ニューメキシコ州アルバカーキー市のアロヨ・デル・オソ小学校で1991年、小学生たちは、被爆10年後白血病で死亡した佐々木禎子（12歳）さんを悼んで原爆公園に建設された「原爆の子の像」（1958年建立）の悲しい話に感動し、自分たちも姉妹碑をロスアラモス市に建てようという運動を始めた。当市はいうまでもなく原爆開発の中心となったロスアラモス研究所の所在地である。日本の被爆者団体もこれに協力し、全世界58カ国から1万2千ドルの醸金が寄せられた。ところが、いよいよ建設となった段階で、同市の市民から「原爆が終戦をもたらしたという歴史の否定につながる」という批判がでて、このような見解を碑文に彫りこむべきだ、という主張が行われた。これをめぐって事態が紛糾し結局、この碑は日の目を見ないこととなった。

アメリカ郵政公社は1994年、アメリカの戦勝50周年記念切手の一つに、原爆雲を図柄とし、Atomic bombs hasten war's end というタイトル入れた切手の発行計画を立てた。だ

が、この記念切手は日本国民の感情を余りにも逆なでするものとして、さすがの日本政府もこの計画の中止を要請し、アメリカ政府もこれを認めた。ところが、この政府決定に不満を持った一市民が、敢えて同じ図柄の贋切手を作り、Atomic bombs end WWII とのタイトルを付した。発行者は「原子爆弾を、第二次大戦の在郷軍人は、救いの神と今もみなしている。彼らの命を救ってくれた象徴なんです」（「AERA」95.8.7）という。これが、アメリカの草の根の無謬主義の象徴だといって差し支えない。

（3）今なおつづくアメリカの原爆投下戦略

ニューヨーク・タイムズやロスアンゼルス・タイムズは2002年3月、国防総省の機密文書「核戦略の見直し計画」（NPR）を暴露し、国防総省が核攻撃対象国7カ国（イラン、イラク、中国、ロシア、朝鮮民主主義人民共和国、シリア、リビア）を設定し、攻撃シナリオを作成していると報じた。議会及び大統領宛2002年国防報告は、対テロ攻撃として核兵器先制使用も辞さず、と明言した。

同時に、ブッシュ政権は2002年、実際に使える核として新型の小型核兵器の開発を議会に提案し、議会もこれを認めた。父ブッシュ政権は1991年、冷戦の終焉を迎え小型核兵器を含めて核兵器の削減を宣言した。1994年の国防予算では、民主党の主張によって、小型核兵器の研究・開発を禁ずる「スプラッツ・ファース条項」が盛り込まれた。同条項では、TNT火薬5kt未満（広島型原爆は15kt、長崎型21kt、現在のアメリカの戦略核は100～475kt）を小型核兵器とした。一方、子ブッシュ政権は、アメリカが現在保有している「B61-11」（300kt）は地中貫徹能力が弱いとして、小型核兵器の開発を提案したのだ。冷戦が終焉し米ソ核戦争の危機は大きく後退したが、それにもかかわらず、アメリカはその帝国主義的野望達成のためには、常に核兵器の使用を構えているのである。

（4）被爆体験の風化との闘い

毎夏、広島と長崎では市の主催による原爆忌が営まれ、首相をはじめ全国から多くの人々が参列する。毎年、この頃になると原爆にまつわるさまざまな思い出や原爆の傷跡を示す証拠の発見が報道される。広島と長崎では生き残った人々が語り部として、その辛くすさまじい経験を後世に伝えようと数々の努力をされている。だが、それにもかかわらず、原爆の記憶は少しずつ薄らいでいこうとしているし、強いて忘れさせられようともしている。

長崎総合科学大学平和文化研究所の同大学生を調査対象とした2005年調査結果によれば、広島・長崎への原爆投下日を両日共に正確に答えられたのは、52.5%、両日共に正確に答えられなかったのは40.6%となっている。1992年調査結果では、前者が60.8%、後者

が31%であった（2005年度長崎総合科学大学学生・附属高校生の核・平和に関する意識調査集計結果）。同附属高校生では、2006年調査で、原爆投下の両日を正確に答えたもの者は29%で同調査開始以降初めて3割をきった。ちなみに1992年調査では72.9%であった（「日本経済新聞」06.12.25）。

広島平和教育研究所の調査によれば、原爆被害の実態などについて年間計画を立てて学習している小中学校は24%で、7年前の調査時の95%と比べて実施率は約4分の1に縮小した。修学旅行に平和学習を取り入れる学校も5校に1校と半減した（「朝日新聞」夕刊04.7.31）。これらの理由はさまざまであろうが、校長や教育委員会の意向が隠微に影響していることも否めないのではなかろうか。

鳥取県原水協の調査によれば、原爆が投下された広島の焼け跡に残された火から分灯された「原爆の火」が、1999～2001年に確認されていた国内80カ所から2006年には37カ所に半減していた（「毎日新聞」夕刊06.6.13）。

権力的に記憶を失わせようとする事実もある。かつては、教科書検定において原爆記述についてのクレームがついたこともあった。広島県尾道市教育委員会は2003年9月、被爆の絵や写真をあしらった「平和カレンダー」（広島県教職員組合幹部による「広島平和教育研究所」発行）の撤去を公立中小学校長に命じた。同教育委員会の説明によれば広島県教育委員会が命じたとしているが、県教育委員会は否定している（「毎日新聞」03.12.5）。

長崎平和推進協会（長崎市の外郭団体）は2006年1月、その総会で被爆者たちに「政治問題についての発言は謹んでいただきたい」と記した文書を配布した。それによれば、天皇の戦争責任・憲法（第9条等）の改正・イラクへの自衛隊派遣・有事法・原子力発電・歴史教育靖国神社・環境人権など8項目が挙げられていた。この文書は、被爆者たちの反発を受け、文書は撤回された。だが、問題は長崎に限られたことではなかった。群馬県、長野県、神奈川県でも、被爆者の語り部に対して、同様の政治的圧力がかけられていたことが判明した（「朝日新聞」06.8.9）。誰がこのような指示を行ったかは今のところ不明だが、事実上、かかる抑圧政策が全国的で系統的に行われていることを示している。

2. 原爆の投下目的は何か

原爆投下正当化説としての「早期終戦説」は、実はアメリカだけではなく日本でも生きている。中学校歴史教科書でも8社中4社がこの説を、3社が旧ソ連の参戦を牽制するための「対ソ戦略説」を採り、残り1社が記述なし、という調査がある。この調査を行った広島県原水爆被爆者教職員の会は2002年6月、文部科学省に見解を求めた（「毎日新聞」

02.6.26)。上掲の長崎総合科学大学平和文化研究所の2005年調査では、大学生（カッコ内は高校生）の原爆投下原因については次のような結果であった。戦争の早期終結・被害縮小20.9%（17.4%）、ソ連牽制・外交の主導権把握16.8%（18.9%）、原爆の威力確認・人体実験43.4%（47%）、日本への報復15.5%（14.3%）、分からない・無回答3.4%（2.3%）。

（1）50万人死亡説の誤り

トルーマン大統領の50万人死亡説は、何か確かな根拠があつての見解ではなかった。反対に、当時のアメリカ軍部の見解はこれとは違っていた。このことを明らかにしたのは、バートン・バーンステイン教授（スタンフォード大学・歴史学）であった。同教授は、当時の記録を精査した上で次のような結論をアメリカ外交専門雑誌*Foreign Affairs*（1994・1,2月号）に発表した。1945年11月11日実施予定の九州上陸作戦（オリンピック作戦）では、76万7000人の兵力を投入して最初の30日間で3万1000人の死傷者が生じ最終的には犠牲者は2万5000人と見積もられていた。関東平野への第2上陸作戦（1946.03, コロネット作戦）ではさらに1万5000人の犠牲者が想定されていた。当時の愛国主義的環境から考えて、2万5000人から4万人の米国人の命を救うためには、数多くの日本人を殺すことになる原爆の使用を躊躇するものはいなかった。（「検証・原爆投下決定までの3000日」『中央公論』1995年2月号）。

同様の内容は、ロナルド・タカキ教授（カリフォルニア大学パークレー校・歴史学）も確認している。「大統領の要請に応じて、統合戦争計画委員会は1945年6月15日付けの報告書を統合参謀本部に提出した。この報告書には損害見積もりが次のように書かれている。九州南部・関東平野上陸作戦：戦死者4万人、負傷者15万人、行方不明者3500人、合計19万3500人」（ロナルド・タカキ著、山崎洋一訳『アメリカはなぜ日本に原爆を投下したのか』）。

（2）日本の早期敗北を察知したトルーマンは原爆投下を急ぐ

トルーマン大統領が原爆投下を非常に急いだことは、次の日程を見れば一目瞭然である。1945年

7月16日 ニューメキシコ州アラモゴードで悪天候を無視して原爆実験強行

17日 ポツダム会議開始（8月2日終了）

21日 トルーマン、原爆実験成功の詳細を入手

25日 ハンディ陸軍参謀総長代行からスパーツ陸軍戦略航空軍総司令官に対して原爆投下命令。「8月3日ごろ以降において目視爆撃が可能な天候になり次第、広島、長崎、小倉、新潟いずれかを目標」

- 26日 米英中「ポツダム宣言」発表
- 28日 鈴木首相「黙殺」を表明
- 8月06日 広島原爆投下
- 08日 ソ連, 対日宣戦布告
- 09日 最高戦争指導会議(10日まで)。天皇, 国体護持の条件付でポツダム宣言受諾決定。条件の可否について米国に照会
- 09日 長崎原爆投下
- 12日 バーンズ米國務長官の返書
- 14日 ポツダム宣言受諾の再度の天皇の決定
- 15日 天皇, ポツダム宣言受諾をラジオ放送
- 9月02日 日本代表, ミズリー号艦上で降伏文書署名

原爆投下命令日とポツダム宣言発表日の不可解さを初めて指摘したのは、西島有厚であった。「不可解なのは次の事実である。原爆投下命令が出された7月25日であるが、日本に対するポツダム宣言の発表、すなわち日本に降伏せよという最後通牒がだされたのはそれから1日後の7月26日であった」(西島有厚『原爆はなぜ投下されたのか』)。そして彼はさまざまな調査に基づいて、トルーマンの原爆投下命令によって7月31日以降、いつでも原爆投下が可能なことを突き止め、日本が原爆投下を回避することができた時間的余裕が4日しかなかったことを明らかにした。つまり、西島は、アメリカが原爆投下によって日本を降伏させようとしたのではなくて、日本が降伏する前に原爆を投下するという意図を証明しようとしたのである。その後、上掲のハンディ陸軍参謀総長代行の命令書が明らかにされて、投下可能日が実は8月3日以後であったことが判明したが、西島の論理の正しさはなんら変更される必要はなかった。

まず、ポツダム会議の日程自体が、アメリカの原爆実験の日程に合わせて設定されていた(西岡達裕「原爆外交1945年」『季刊国際政治118』)。実は延期された原爆実験予定日の7月16日は雷雨が予測され、気象学者ジャック・ハーバード博士は放射性物質の拡散を恐れて実験実施には強く反対した。しかし、翌日にポツダム会議開始を控えていたアメリカ政府は、原爆実験「トリニティ・テスト」を是が非でも強行しなければならなかった。トルーマンとしては、戦後の国際秩序構築についての対ソ交渉で優位に立つためには究極兵器を手にすることが不可欠であったのだ。

トルーマンはポツダム会談の初日、スターリンから「ヤルタ会談」の対日秘密協定に従って、8月半ばにはソ連が対日参戦することを改めて知らされた。さらに、スターリンは

チャーチルを通して、日本が対米和平交渉のため、ソ連に仲介を依頼してきていることを告げた。なお、トルーマンにとっては、日本のソ連仲介工作は東郷外相と佐藤駐ソ大使との暗号電報の解読によって、既知の事実であった。トルーマンは、ソ連参戦・ソ連仲介和平工作の事実から、ソ連参戦によって日本が直ちに降伏せざるを得なくなることを確認した。日本の降伏はもはや時間の問題となった。トルーマンは1945年8月9日付け書簡で次のように述べている。「日本人は獣（beasts）であり、われわれ自身もそのように振るまわねばならない。私自身、日本の指導者の頑固さ故に、日本人を根こそぎにってしまう必要を残念に思う。そしてあなたのご意見のように、もし絶対に必要がないならば、そうしないであろう。しかし、私の考えでは、ロシアが対日参戦すれば、日本は瞬く間にホールドアップするであろう」（*Documentary History of the Truman Presidency*）。また、アメリカの原爆問題研究者の歴史学者ガー・アルペロピッツ博士は1995年7月、次のことを明らかにした。トルーマン大統領は原爆投下を正当化するために戦後長期間、投下決定前後の日記を隠していた。原爆投下はソ連に対して優位に立つのが目的で、戦争終結には必要なかった、という批判を封ずるためである。同日記はポツダム会議に関する大統領の意見が記されたもので、1979年まで所在が不明だった。大統領は日記に、ソ連が対日参戦の意思を表明したことで重要なポイントはほとんど解決された、スターリンは8月15日には対日参戦するであろう、そうなれば日本も終わりだと記した（「毎日新聞」95.7.29）。

トルーマンは、対日戦勝の功績をソ連に分かち与えないためにも、原爆の威力を砂漠ではなく生身の人間が活動する都市において実験するためにも、それを通してソ連に威嚇を与え、対ソ優位を獲得するためにも、ソ連の対日参戦によって日本が降伏する以前に、原爆を投下することを必要としたのであった。

トルーマンは、8月3日以後を解禁日とする原爆投下命令を7月25日に下した。まず何よりも先に、原爆投下が決定されたのだ。その翌26日、ポツダム宣言が発表された。したがって、日本が原爆投下を免れる時間的余裕はたった7日しかなかったのである。しかも、ポツダム宣言には原爆に関する警告は一切なかった。一方、トルーマンはポツダム宣言に関する同意を電報で蒋介石からとりつけ、自分で代理署名をしながら、ソ連に対しては、同国の期待と抗議に反してポツダム宣言にソ連を加えなかった。ソ連に対日戦勝の功績を分かち与えないためにも、また、ソ連参戦の予告は、日本の降伏を早める恐れがあったためである。だから、原爆は日本がポツダム宣言を受諾しないから投下されたわけではなく、「むしろ、ポツダム宣言は原爆投下を正当化するために出されたものである」（長谷川毅『暗闘』）。換言すれば、日本の降伏を早めるためではなく、逆に日本が降伏する以前に原爆を投下する、というのがトルーマンの真意であった、と推論されるのである。

(3) 対日原爆投下に対する科学者の危惧

アメリカの原爆開発の直接の動機は、ドイツからの亡命物理学者レオ・シラードの懇請に基づくアインシュタイン博士のローズベルト大統領宛書簡(39.8.2)が、ドイツの原爆開発の危険性を警告したことにある。大統領は1939年10月、ウラニウムに関する諮問委員会を設置し、原爆開発計画である「マンハッタン計画」が1942年8月に発足、グローブス将軍が責任者に任命された。

しかし、ドイツに原爆開発能力がないことが1943年頃に判明したらしく、原爆投下目標は変わった。この経緯ははっきりしないが、記録に残されているかぎりでは、原爆開発問題を管理する軍事政策委員会では1943年5月5日の段階で、トラック島に終結している日本艦隊への原爆投下が多数意見となった(山際晃他訳『資料・マンハッタン計画』解説)。

ローズベルトとチャーチルは1944年18日、原爆使用が可能になったときには「熟慮のうえ、たぶんこれを日本に対して使用することになろう」という点で意見が一致した。だが、この覚書はマンハッタン計画の指導者たちにも秘密にされた(上掲、解説)。したがって、対日原爆投下は、トルーマンの発案というより、米英指導者の規定方針であった。

対日原爆投下計画が明らかになった段階では、アメリカ政府部内および原爆開発に従事している科学者たちに強い危惧の念が生じた。原子力政策に関する政府諮問委員会のフランク報告(45.6.11)では、「事前の警告なしに日本に対する攻撃に核爆弾を使用することは得策ではない。米国は、もし無差別に新兵器を人類の頭上に最初に投下するならば、全世界の人々の支持を失い、軍備競争を加速し、ひいては、将来、この種の兵器に関する国際協定の実現を損なうものとなろう」と重大な警告を発した(上掲、『資料・マンハッタン計画』)。残念ながら、この警告は生かされずに、戦後の現実の国際政治の進行はこのとおりのもとなった。

原爆開発の進言者であり、また原爆開発の中心的人物の一人であったレオ・シラード博士は、日本に対する原爆投下計画を知り、これに対して次のような嘆願書(45.7.7付)をトルーマン大統領に送った。まずは、日本に対して降伏の詳細な条件を示し、同時に原爆投下以前に公開の示威実験を行うべきこと、原爆使用に伴う道徳的責任を考慮すること。同時に、博士は原爆開発の中心であったロスアラモス研究所で1945年7月1日から署名を開始し、さらにウラン加工施設のあったオークリッジ研究所にも同嘆願書を回し67名の署名を得た。なお、当時提起された嘆願書は17種あり、合計156名の科学者が署名した。これに対して、グローブス将軍が150名の科学者の意見を直接聴取したところ、127名が示威実験の賛成者であった。しかし、グローブス将軍は部下の嘆願書を上層部に送ることを2週間遅らせ、トルーマン大統領らは原爆投下期日決定後、これらを知ったと報道されてい

る（『毎日新聞』95.7.16）。もとより、これらの嘆願書が大統領の許に届いていたと仮定しても、恐らくはトルーマン大統領は既定方針を変更することはしなかったであろう。

軍部内でも対日原爆投下反対者はいた。アイゼンハワー西欧方面軍最高司令官は、戦後、大統領に就任以後は、対ソ抑止力としての核兵器についてはもちろん反対しなかったけれども、対日原爆投下については、軍事的に不必要である以上に国際世論に衝撃を与えると理由で反対した。彼は、当時のスチムソン陸軍長官を説得したともその回想録に記録しており、実際にそうしたのか否かは不明だが、対日原爆投下に反対であった旨を公表したことはまちがいない（R.J.リフトン、G.ミッチェル著、大塚隆訳『アメリカの中のヒロシマ』）。なお、日本の敗北を時間の問題だとみて、対日原爆投下を軍事的には不必要であると考えていたのはマッカーサー將軍であり、大統領付参謀長レーヒ提督であった、という（上掲、ロナルド・タカキ）。

3. ポツダム宣言受諾に至る日本の政治過程

(1) 日本の継戦能力の消失

日本は1944年末、軍事戦略、経済・社会のいずれの面をとっても敗北は明白であった。1944年6月、マリアナ海戦で日本航空戦力がほぼ全滅し、続いて7月サイパン島が陥落することによって日本全土がB29の爆撃圏内に入り、太平洋における戦争の勝敗は既に決していた。しかし、最高戦争指導会議は1945年1月、本土決戦を内容とする戦争指導大綱を定めた。

天皇は戦争の最終方針を模索するため2月、重臣たちに諮問を開始した。近衛文麿の上奏の内容は次のとおりであった。「敗戦は遺憾ながら最早必至なりと存じ候。・・・敗戦だけなら国体上さまで憂うる必要なしと存じ候。国体の護持の建前上もつとも憂うべきは敗戦よりも敗戦に伴っておきるべきことあるべし共産革命にて候」（『歴史学体系第15巻・太平洋戦争化の日本』）。近衛は国体護持を至上命令として降伏を上奏したのである。しかし、天皇はアメリカに対する一戦で勝利があるまでは降伏を不可とした。これ以後、ポツダム宣言を受諾まで、政府部内の政策決定の中心問題は国体護持に終始する。

一方、東条英機は「三千年来の伝統をいただく我本土と満、鮮及び北支を一丸とする完璧の布陣を以ってせば敵米の三割の海軍力と陸軍力により国防を完ならならしむをうべし」と上奏した。東条の意見に代表される陸軍首脳部は、満州の関東軍70万、中国本土の110万、朝鮮の26万の軍隊と、ソ連の中立維持をあてにした、あくまでも本土決戦の構えであった。

この本土決戦論は、軍部の強がりの単なるポーズではなかった。大本営、政府機関、NHK、仮皇居の設置のため、長野県松代に1944年末から巨大なトンネルを掘り始めた。全国でも同様の大規模な地下壕構築や山腹のトンネル掘削が始められた。国内労働力は払底しているので、強制連行された夥しい朝鮮人労働者がそこで酷使された。

義勇兵役法が定められ(45.6.22)、15~60歳までの男子と17~40歳までの女子が動員された。だが、まともな兵器はなく、女性を含めて国民は竹やり訓練に動員され、鎌・包丁までもが兵器とする手引書が配布された。

この間、3月からは東京大空襲を皮切りに、日本全土が空襲に見舞われ、主要な都市は焼け野が原に一変した。沖縄戦を除いて、広島・長崎の原爆犠牲者を含めて約56万人が殺された。沖縄では4月1日から米軍上陸作戦が始まり、組織的な戦いは6月23日まで続いた。沖縄県民は「鉄の暴風」と称される艦砲射撃に見舞われ、さらに凄惨な地上戦にさらされ、20万人以上が戦死した(うち沖縄県民約15万人)。沖縄県民の悲劇は、米兵に殺されただけでなく、日本軍に殺され、ガマ(天然洞窟)を追い出され、集団自決を迫られるという惨劇を伴った。日本の支配階級は「沖縄戦を本土決戦準備態勢の時間稼ぎのための出血を強制する」作戦と位置づけ、「帝国陸海軍作戦大綱」によれば、沖縄戦は本土決戦の盾であった。沖縄は文字通り、本土の捨石とされたのである。

日本の戦争経済の破綻は明白であった。本土決戦断行方針を確認した御前会議(45.6.8)で報告された「国力の現状」を要約すれば次のとおり。1945年末には船舶はほとんど皆無、鋼船の新造補給は中期以降は全然期待し得ず、中枢地帯工業は石炭の途絶により相当部分運転休止、大陸工業塩の減少により火薬・爆薬の確保困難、航空機燃料は逼迫、航空機及び近代兵器の量産は遠からず至難、食糧の逼迫は開戦後最大の危機、局地的には飢餓状態の現出の恐れあり、等々(参謀本部「敗戦の記録」、安藤良雄『近代日本経済史要覧』)。もともと、日米間の経済力は隔絶していた。戦略物資の単純平均で、日米比は1対118(上掲、安藤)。したがって、日本の戦略物資の外国依存度は高く、重油80%、鉄鉱52%、生ゴム100%で、しかも石油と鉄鋼原料の鉄屑はほとんど対米依存であった。船舶も開戦時を100とすれば1945年8月は24であり、しかもほとんどが使い物にならない老朽船であった。

一方、5月には同盟国ドイツが敗北した。ファシズム枢軸国は各個撃破され、日本だけが連合軍の集中攻撃を受けることとなった。

(2) 本土決戦政策とソ連仲介への依存

最高戦争指導会議の正式の決定は、本土決戦政策であった。6月4日決定の戦争指導要

綱「今後取るべき戦争指導の基本方針」は次のような内容であった。

方針：あくまで戦争を完遂し以って国体を護持し皇土を保衛する。

要領：対ソ対支政策の活発強力なる実行を以て戦争遂行を有利ならしむ。国内においては挙国一致皇土決戦に即応し得る如く国民戦争の本質に徹する諸般の態勢を準備する。

梅津美次郎・陸軍参謀総長の発言：対米戦争の完遂のためには対ソ静謐保持は戦争指導上確保すべき根本条件たるは申すまでもありません。

最高戦争指導会議の正式決定にもかかわらず、天皇は防衛体制の実情を知るに及んで、本土決戦には重大な不安を持つに至った。天皇は6月22日、最高戦争指導会議のメンバーを招いて、ソ連を仲介とする対米和平案を明らかにした。天皇も政府も2月のヤルタ会談における対日秘密協定を知る由もなかったのである。既に4月5日、ソ連は日ソ中立条約（有効期限1941～46年）の延長拒否を通告しており、同条約の信頼性が半ば失われているにもかかわらず、天皇とその側近は藁をも掴む思いで、ソ連仲介に頼ったのである。

ここではっきりしたことは、陸軍首脳部の本土決戦政策と天皇のソ連仲介依頼政策の両方が、根本的にソ連の好意的中立に依存していた、ということである。この意味で、ソ連が日本の命運のかぎ握った、といっても過言ではない。

天皇は近衛を特使としてソ連に派遣することを決定し、政府は7月13日、これをソ連に打診するが、ソ連は近衛の訪ソの意味がはっきりしないなどの理由を挙げ、またポツダム会議から首脳部が帰らない限り、責任ある回答はできないとした。

7月26日、ポツダム宣言が発表されるが、日本政府はポツダム宣言にソ連の署名のないことに注目し、ポツダム宣言に対する具体的な回答は、ソ連首脳部がポツダム会議から帰国し、ソ連の正式回答があるまで行わないことを決定した。鈴木首相は、新聞記者団にポツダム宣言への態度を問われてノーコメントと応えたいらしいが、7月28日の新聞紙上では「黙殺」と報道された。

8月6日、広島に原爆が投下された。政府は、直ちにこれが原爆であることが分かったらしく、8月7日には海軍が各地の部隊に「敵ハ原子爆弾ノ使用ヲ開始セリ」と打電している（『朝日新聞』98.8.5）。政府は8月7日、閣議を開き対策を協議したが具体的な結論は得られなかった。仁科博士の現地調査でも投下爆弾が原子力爆弾であることが判明した。しかし、これによって、最高戦争指導会議が開催され、直ちにポツダム宣言の検討ということにはならなかった。未だにソ連の仲介への期待が残っていたからである。

だが、ソ連は8月8日、佐藤大使をクレムリンに呼び、対日宣戦布告を伝えた。日本大使館の無線が遮断されたために、この事実を日本政府が知るのは、8月9日未明であった。

第一報を受けた迫水久常・書記官長は「そんな馬鹿なことがあるかと思ひ何度も本当か

と反問した」と記している（迫水久常「昭和天皇と最後の御前会議」『正論』平成15年9月号）。それは原爆投下にも比肩できないほどの、よほどの驚愕であつたらしい（*）。政府は直ちに最高戦争指導会議召集の手续をとり、会議は8月9日午前11時前に開始された。

会議開始後まもなく、長崎原爆投下の報がもたらされた。長崎原爆はあらゆる意味で悲劇であった。原爆投下機は最初、小倉爆撃を予定していたが、小倉上空には雲がたれこめたため45分間、上空で待機したが目視爆撃が不可能となった。しかも、燃料不足のため4.5tの原爆をかかえたままテニアン基地に変えることができないので、禁止されたレーダーを使用して長崎に原爆を投下した（「朝日新聞」99.8.1）。

最高戦争指導会議（首相・外相・陸相・海相・海軍総長・陸軍総長）は、ポツダム宣言受諾条件をめぐって意見が分かれて紛糾した。国体護持を1条件とする意見とこれに加えて海外日本兵の自主復員・日本政府による戦争犯罪人の自主処罰・連合軍の占領拒否を内容とする4条件派の対立であり、後者は事実上の宣言受諾拒否である。この意見の対立は容易には収拾がつかなかった。最高戦争指導会議は2発目の原爆投下を受け、国民が惨劇の中でのた打ち回っているにもかかわらず、それらを意に介することはなかったのである。

最高戦争指導会議は一旦中断し、その間、鈴木首相らの和平派は1条件受諾で天皇の合意を得るために奔走した。天皇も木戸内大臣も最初は4条件に合意していたが、和平派の説得を受けて1条件に翻意したらしい（上掲、長谷川）。かくて午後10時、天皇の臨席の御前会議が開催され、天皇の聖断として1条件で受諾が決定された。

日本政府はアメリカ政府に対して、ポツダム宣言は「天皇及び日本の国家統治の大権に変更を加うる要求を包含し居らざることを」を了解の上、これを受諾すると通知した。周知のとおり、アメリカ国内にも天皇制廃止派と存続派との意見対立があり、ポツダム宣言にも天皇の地位については明言されてはいなかった。日本政府が12日に受け取ったバーンズ國務長官の回答は次の通りであった。「天皇及び日本政府の国家統治の権限は…連合国最高司令官の制限の下におかれるものとする。(shall be subject to) …最終的の日本政府の形態(The ultimate form of the government of Japan)はポツダム宣言に遵ひ日本国民の自由に表明する意思によって決定される」。英語原文に即せば、天皇と日本政府の統治権限は連合国最高司令官に「従属すべき」と翻訳すべきところ、外務官僚の一流の作為的翻訳によって上記のごとく訳された。

この回答について、軍部・政府部内では再び意見が分かれた。これでは国体が護持されない、というのが反対意見であった。ことここに至ってもなお、国体護持が支配者階級の最大の関心事であった。反対者にとっては、このままずるずるポツダム宣言受諾を引き延ばされれば、第3の原爆投下があるかも知れないという考慮の余地すらもなく、また依然

として空襲が行われて多くの国民が殺され、満州ではソ連軍との熾烈な戦争が続いていたが、これらはいずれも全く関心の外であった。一方、鈴木首相は事態に決着をつけるべく、14日に再度の御前会議開催を行い、天皇の聖断としてポツダム宣言受諾を決定した。これに反対する近衛師団の一部将校のクー・デタが生じたが鎮圧され（14日）、15日の「玉音放送」となった。

以上の過程から結論されることは、次のとおりである。

- ① 太平洋を中心とする戦争は既にアメリカ軍の完勝となっていた。
- ② 日本が最後の頼りとしたのは、軍事的には満州・中国・朝鮮の約200万の軍隊であり、外交的にはソ連を仲介とする対米和平交渉であった。
- ③ トルーマンは以上の状況を知り尽くし、ソ連の対日参戦が、軍事的にも外交的にも日本軍・政府の最後の拠り所を粉碎し、日本を最終的に敗北に追い込むことを承知していた。
- ④ したがって、純軍事戦略的には日本を最終的な敗北に追いやるためには、原爆は不必要であった。
- ⑤ 日本の支配者も、広島原爆には驚いたが、しかし、これをもって戦争終結のための最高戦争指導会議も開かず、同会議開催の直接の衝撃はソ連の対日参戦であった。同会議中に投下された長崎原爆には、会議参加者がほとんど関心さえ寄せなかった。
- ⑥ トルーマンは、原爆投下を最優先し、日本を敗北させるためではなく、日本が敗北する以前に原爆を投下することを急いだ。

(*) 原爆、ソ連参戦、ポツダム宣言をめぐるいくつかの証言が残されている。

近衛文麿：「まさか、ソ連から最後通牒を突きつけられようとは考えも及ばなかったと思います。全く寝耳に水でした。…異常な心理的ショックを受けました。…原爆によって政治的論議の性格をとくに変えたとは思いません。ただ、原爆は、多少降伏を早めたと思います」（サンケイ新聞出版局『終戦への決断－証言記録・太平洋戦争』）。

豊田副武・海軍軍令部総長：「之を要するに原爆攻撃は終戦の一因であったが唯一のものであったとは考えていない。…最高戦争指導会議が「ポツダム」宣言受諾を審議したのが8月9日午前でソ連参戦直後であり、広島市原爆の3日後であった。長崎爆撃の報告を受けたのはこの会議中であった」（同上）。

阿南惟幾・陸相：閣議や御前会議で「(原子爆弾の)対策はある。原子爆弾の出現が終戦にはなるまい」と力説したと後に報ぜられている（『毎日新聞』95.5.5）。

昭和天皇：「近衛を呼んで、困難な仕事(対ソ仲介要請)であるが尽力してくれと頼んだ処、近衛も死を決してやりませうとひきうけてくれた。…スターリンは(ポツダム会議)から帰った後も返事を寄越さず、

そのうちに不幸にして「ソビエト」の宣戦。こうなってはもはや無条件降伏の外はない。空襲は日々激しくなり加ふるに8月6日には原子爆弾が出現して、国民は非常な困難に陥り「ソビエト」は己に満州に火蓋を切った。之はどうしても「ポツダム」宣言を受諾せねばならぬ事となったのである」（『昭和天皇独白録』）。

4. 対ソ威嚇としての原爆投下

アメリカの原爆投下の目的が、主として日本降伏の手段ではなく、戦争終了後の対ソ関係を見越しての政治戦略にあったことについては、既に言及したが、改めてこの問題を検討する。

原爆投下について長い間研究を続けてきたガー・アルペロビッツ教授の結論は次の通りである。「バーンズ国務長官は、戦争に勝利するために日本の都市に対して原爆を使う必要があることを主張しなかった。バーンズの見解とは、原爆を保有し、その威力を示すことによって、ヨーロッパにおいてロシアを御しやすくするというものだ」（ガー・アルペロビッツ著、鈴木俊彦他訳『原爆投下決断の内幕』）。バーンズは原爆に関する重要な問題でトルーマンを代表し、トルーマンが大統領に昇格した際の最初の国務長官であった。

同様の証言は立場の全く違う科学者からも出ている。ジョセフ・ロートブラット教授はイギリスの代表的な物理学者の一人で、マンハッタン計画に参加していたが、同計画の最高責任者のグローブス将軍との会話で「この計画の全体の目的はソ連を抑え込むことだ」と聞いて大きな衝撃を受け、同計画から手を引いた（『朝日新聞』95.8.5）。ロートブラット教授は戦後、反核平和運動に参加し、パグウオッシュ会議の会長も務めた。

米ソは第2次世界大戦を同盟国として戦ったが、両国間にははっきりとした一線が画されていた。マンハッタン計画については当初より、ソ連に秘密が漏れないように細心の注意が払われた。ローズベルト大統領とチャーチル首相は1943年8月、原爆のいかなる情報も第三者に提供しないことを協定した（「ケベック協定」）。さらに両首脳は、原子力の商業・軍事利用について両国の協力と秘密保持を協定した。特に両首脳は、ニールス・ボア教授に警戒を払い、彼を通して「ロシアに対して、絶対に情報が漏洩しないようにするための措置をとるべきである」ことを確認している（「ハイドパーク協定」）。

これより先、ボア教授とローズベルト大統領との会談が1944年8月に行われた。その際、ボア教授は多国間の不信の根絶と調和の取れた協調ため、原子力の国際管理を提案した（「ニールス・ボア覚書」1944.7）。しかし、このことが逆にローズベルト大統領がボア教授を遠ざける結果となった。ボア教授の考えはこうだった。「恐るべき軍備のための破壊

的競争を未然に防止し、爆発力となる物質の製造および使用に対する国際管理態勢を確立する措置を近く講じることがなければ、人類は未曾有の危機に直面するであろう」(上掲、ボア覚書)。

米英の支配者たちは、対ソ優位と対ソ威嚇のためには、到底このような原子力の共同管理は受け入れられなかった。この結果が、その後半世紀にわたる冷戦期において、人類の生存か滅亡か、という人類史にとってぎりぎりの核対決を迎えることとなったのである。

5. 人体実験

(1) ABCC

広島・長崎への原爆投下が、アメリカの対ソ戦略の一環であり、かつ次の戦争に備えての人体実験であったことも、種々の研究から明らかになっている。

2005年平和学会における高橋博子（広島市立大学広島平和研究所）の発表によれば、マンハッタン計画の当初より、放射能の影響力に関する関心は高かった。マンハッタン計画の一環として、「放射性毒物小委員会」が1943年12月に発足し、その猛毒性について報告を行っている。A.W. オーターソンがガイ・デニット准将に宛てた手紙（45.8.28）の標題は「原爆の効果によって生じた死傷者の研究」。それは「日本で使用された二つの原爆の効果についての研究は、わが国にとって極めて重要である。このユニークな機会は次の世界大戦まで再び得ることはできないであろう」。アメリカは原爆投下後、マンハッタン軍管区や海軍の協力の下に米国軍合同調査団が14000名の人体調査を行ったが、ジェームス・フォレストル海軍長官はトルーマン大統領宛書簡で次のように述べている。これらの研究は「合衆国にとってもっとも重要である放射線の医学的・生物学的影響についての研究のためにかげがえのない機会を提供しています。この研究は、まだ終結すべきではなく時間をかけて継続すべきです。…大統領命令は国立アカデミー（国立学術評議会）に原爆の人間への生物学的・医学的影響に関する長期的・継続的研究を引き受けるよう通告すること。…」。

原爆障害委員会CACが1946年、全米アカデミーの下に設立され、現地調査機関として原爆障害調査委員会ABCC（Atomic Bomb Casualty Commission）が1947年、広島・長崎に設立された。ここではいっさい治療が行われず、もっぱら人体被害に関するデータ収集のみが行われ、生検、解剖標本をはじめ一切のデータは直接アメリカに送られ、核戦争の際の防護研究に供された。まさに、原爆被害者は被爆に加えてモルモット扱いをされるという二重の被害に晒された。ABCCは1975年、「放射線影響研究所」（放影研）に改組さ

れ、現在も研究は継続されている。

ABCCが治療を行わなかった公式理由が最近、「朝日新聞」(07.8.6)の報道によって明らかにされた。パーソンズ駐日公使が国務省北東アジア部に宛てた文書によれば(1954.2), 主たる理由は「被爆者に特別な意味があり、他の兵器の被害者とは異なるという見方を支持することにもなる」、また「原爆投下への謝罪と解釈されかねない」。こうした考え方の背景には、「冷戦下で米国は原爆を使用可能な兵器と位置づける必要があった。ABCCが治療をしなかった理由は核戦略と結びついていた」(樋口敏弘・米ジョージタウン歴史学部博士課程)。

放影研は現在でも、アメリカの軍事政策の重要な一環を担っている。アメリカは2006年、核テロ対策を研究する「生物学的線量推定細胞遺伝学研究所」(CBL)を開設したが、これに基礎データを提供し協力したのが放影研であった。CBLはこのほか、ビキニ水爆実験被爆者や東海村臨界事故の重症患者の調査・治療を行った放射線医学総合研究所(千葉県)とも連携している(「毎日新聞」07.8.15)。

(2) マンハッタン計画の延長としての人体実験

放射能の影響に関する人体実験は原爆だけに限られたものではなかった。ニューメキシコ州の州都アルバカーキーの新聞、「アルバカーキ・トリビューン」は1993年、恐るべき調査結果を連載し始めた。それは、猛毒のプルトニウムを人体に注射してその効果を調査するもので、これはマンハッタン計画の一環であった。1945年から47年にかけて18人の末期ガン患者にプルトニウム注射を行ったのである。この人体実験の最高責任スタンフォード・ウォーレンはまた、広島・長崎の被爆調査団のメンバーであった(広瀬隆訳・解説『マンハッタン計画・プルトニウム人体実験』)。

この暴露をきっかけとして、大統領諮問委員会が設置され、その調査結果が1996年11月に公表された。アメリカでは、1944年から1974年まで、さまざまな実験が行われた。約千人のガン患者に対する全身放射線照射。これは核戦争における兵士の戦闘能力に関する実験と見られる。1940年代末～50年代、マサチューセッツ州立ウォルター・E・フェルディナンド校の70数名の生徒に、放射性カルシウムを添加した朝食を食べさせ、放射線の吸収度を調査。この学校はいわゆる知恵遅れの生徒を収容していた。核実験直後の実験場に延べ20万人以上の兵士を突入させ、その影響を調査。明らかに核戦争想定した上での調査であった。最終報告書は925ページにわたり、その他2冊の補巻が加えられた膨大なものである。

ブルックリントン研究所(ワシントン)も同様の報告書を公刊している。アメリカ政府は

合計2万3000以上のアメリカ人にさまざまな人体実験を行ったが、その多くは低所得者や囚人が実験台にさされた（「毎日新聞」98.11.29）。

（3）アメリカはビキニ環礁で67回にわたって合計11万ktの核実験

この間、被爆した島民のうち1865人に白血病やがんの症状が出て、うち840人が死亡した。現在でも、爆心地周辺の住民は帰島できないままである。

一連の核実験のなかでも最大のもは、「ブラボー作戦」と名づけられた、1954年3月1日の水爆実験であった。広島型原爆の約1000倍の爆発力を持つ水爆実験であった。これによって、ロンゲラップの住民約80名と第五福竜丸乗組員23名及び延べ漁船856隻（全国18港）が被爆し、被爆乗組員は8000人以上を数えた。

その後、1980年代になって判明したのだが、「4・1プロジェクト」と名付けられた、放射線の生物・人体に対する米政府による調査プロジェクトが存在した。当時のロンゲラップ村長ジョン・アジャイン氏は系統的に調査を受けたことを明らかにした。ほとんど疑いもなく、「ブラボー作戦」は人体実験でもあったのだ。米兵もまた人体実験の対象であった。気象観測兵28人は水爆実験の日時が知らされてはおらず、突然の実験で大量被爆し、陸軍病院で集中治療を受けたが、そのデータはやはり「プロジェクト4・1」に利用された。

第五福竜丸の場合、無線長であった久保山愛吉氏が被爆6ヶ月後、急性放射能症で死亡した。被爆50年後の2004年段階で、久保山氏の外10名が肝臓がん、1名が肝硬変で死亡している（「朝日新聞」04.1.25）。乗組員23人のうち18人は1954年3月から8月まで24回の検査を受け、精子の減少が確認されたが、データは本人にも知らされずに秘密扱いとなった。その上、アメリカCIAは第五福竜丸をソ連のスパイではなかと疑い調査した事実もあった。

ビキニ被爆漁船の約3分の1を占めるのが高知県船籍で、被爆船員は約2800名にのぼり、高知県は2004年に全国で初めて健康診断を開始した。高知県の市民団体は、ビキニ水爆実験の真相究明を続けており、支援センター作りも行ってきた。アメリカ政府は被爆船員に7億2千万円の慰謝料を支払ったが、実際に治療費を受け取ったのは146人に過ぎない。

ビキニ事件を契機に、日本の国民は三度の被爆に憤り、原水爆禁止運動は爆発的に盛り上がり、世界平和運動の重要な一角を形成するまでになった。一方、第五福竜丸の船体はスクラップ寸前、武藤宏一氏が1968年、「朝日新聞」投書欄で同船の保存をこのように訴えた。「第五福竜丸。もう一度、私たちはこの船の名を告げあおう。そして忘れかけている私たちのあかしをとりもどそう。原爆ドームを守った私たちの力で、この船を守ろう」（「沈めてよいか、第五福竜丸」より抜粋）。これを機に保存運動が盛り上がり、この陳情

を受けた当時の美濃部亮吉知事は保存を決定し、東京都夢の島に「都立・第五福竜丸展示館」が1976年に開館された。今日も同展示館はさまざま企画を行い、啓蒙活動に活躍している。

また、乗組員の中で、死の灰の恐ろしさを説く語り部として活躍されている方もおられる。

6. 国際法違反

原爆投下が国際法に違反するものである、という法律的判断は東京地方裁判所判決（昭和38年12月7日）によって初めて下された。判決は、原爆投下が国際法違反とする明文規定は存在しないが、しかし、原爆投下は戦時国際法の基本原則を定めた「陸戦の法規に関する条約」（ハーグ陸戦条約、1907年）の第23条（ホ）「不必要な苦痛を与えるべき兵器、投射物その他の物質を使用すること」及び第25条「防守されない都市への攻撃」に抵触するとした。

しかし、原爆投下違法説が国際的には認知された訳ではなかった。国際反核法律家協会が1988年結成され、同協会は翌1989年、第1回ハーグ世界大会で、核兵器は国際法違反と宣言した。これ以後、核兵器使用が国際法違反であることを確認する運動が国際的に広がった。国連機関である世界保健機構WHOは1993年、国際司法裁判所ICJに核兵器使用が国際法違反か否かについて勧告的意見を要請した。ICJはWHOがそのよう判断を要請することはWHOの権限外であるとして、同要請を退けた（賛成11対反対3）。しかし、国連総会が1994年、同様の勧告的意見をICJに求める決議を採択した際、ICJは国連総会決議を権限外として退けることはできず1996年、勧告的意見の提出要請に応じた。その要旨は次のようなものである（「朝日新聞」96.7.9）。

- ・勧告的意見の要請に応じる。（賛成13反対1）
- ・国際習慣法にも国際条約にも、核兵器の威嚇や使用を具体的に認めたものはない。（全員一致）
- ・国際習慣法にも国際条約にも、核兵器の威嚇や使用を包括的、普遍的に禁じたものはない。（賛成11反対3）
- ・国連憲章第2条4項に反し、かつ同51条の求めるすべてを満たさないような、核兵器による武力の威嚇又は行使は違法である。（全員一致）
- ・核兵器の威嚇又は使用は、核兵器を明示的に扱った条約その他の約束における特定の義務に加えて、武力紛争に適用される国際法の要求、特に国際人道法の原則と規定に従ったものでなければならない。（全員一致）

- ・これらの必要性から、核兵器の威嚇または使用が、一般的には武力紛争に適用される国際法の諸規定、特に国際人道法の原理と規定に反することとなる。しかし、国際法の現状及びこの法廷が把握できる事実の諸要素に照らし、国家の生存そのものがかかっているような極限的な自衛状況での核兵器による威嚇や使用が合法か違法化かについて明確な結論を出すことはできない。（賛成7反対7で裁判長の賛成により決定）
- ・厳格かつ効果的な国際的管理の下でのあらゆる分野にわたる核軍縮に繋がるような交渉を誠実にを行い完了させる義務が存在する。（全員一致）

結論は、一般原則としては、核兵器の威嚇・使用は国際法違反であるが、極限的な自衛の状況の場合については、ICJは判断できないとするものである。この基準に従えば、広島・長崎原爆は当然、国際法違反であった。

ICJの証言に関して、日本政府は1995年、「核兵器の使用は違法とまではいえない」とする陳述書をICJに提出していた。だが、日本国内で強い批判がおり、政府はこの部分を削除した。一方、外務省は、長崎市長が予定していた国際法違反の証言の削除を求め、広島市長には協議を求めた。当時は、社会党首班内閣で、野坂官房長官は外務省の態度を批判した。結局、広島・長崎市長は原爆の国際法違反性を訴えたが、日本政府代表は違法性に触れないだけでなく、両市長の発言は「それは必ずしも政府の見解を代表するものではない」とわざわざ付け加えた。これに対して、傍聴した被爆者代表は「日本政府の最後の言葉に一番腹が立った。これが被爆国の日本人の言うことか。日本政府は人間ではない」と怒りをあらわにした（『毎日新聞』96.11.8）。

7. 原爆投下の原点としての「戦略爆撃思想」

戦争勝利のために民間人に対する大量爆撃を行うという戦略思想を編み出したのはイタリアのジョリオ・ドゥーエ陸軍少将であった。その著『制空権』（1921年）で次のような戦略思想を提出した。現代の戦争は民間人を含めた全員の戦争である。したがって「勝利を得るには国民の物心両面のよりどころを撃破し、至るところで終わることのなき恐るべき変動にさらし、社会組織の最終的な崩壊に至らしめなければならない。この種の戦争は民間人を決定的な打撃の対象とし、彼らは交戦国のなかでそれにもっとも耐えられないから、決着をつけてやるのがせめてもの慈悲だ」（前田哲夫『戦略爆撃の思想－ゲルニカ・重慶・広島』）。

アメリカに同様の戦略思想があり、ビリー・ミッチェル將軍の理論がそれである。日本

の大空襲の爆撃兵団を率いたのも「ミッチェル・ボーイズ」であり、原爆投下の実行責任を果たしたカーチス・ルメイもまた、ミッチェル門下につらなつた(上掲, 前田)。しかし、このような理論は実際には全く立証されたことのない「神話」に過ぎない(田中利幸「広島¹の普遍化にむけて「無差別爆撃の極限」として原爆投下を問い直す」『世界』05.9)。田中によれば、無差別爆撃は第1次世界大戦に始まり、独仏双方が鉄道駅の爆撃を行い、ドイツ軍はイギリスにも空爆を行った。この実戦経験が戦略爆撃思想を生み出した。大戦後、イギリスはイラクをはじめとする植民地国の民衆暴動に空爆を行っている。第2次世界大戦中は、英独の双方の空爆がすさまじく、中でもドレスデンに対する英米の共同空爆は都市全体を壊滅させ、推定死亡者は7万人~13万5000人とされている。これらの「無差別爆撃は、実は市民の中の弱者を犠牲者にする『無差別爆撃』という性格を強くおびている」。米軍の日本本土に対する空爆では16万トン以上の爆弾・焼夷弾・原爆が投下され、全国393市町村の犠牲者約102万人、死亡者56万人と推定されている(上掲, 田中)。日本軍もまた、1932年の上海爆撃に始まり重慶爆撃(1938~43年)を行い、重慶爆撃では死亡者1万6452人、負傷者1万8938人の犠牲者を出した(弁護士・一瀬敬一郎「重慶訴訟添付資料」)。

ゲルニカ、重慶、広島を一連のものとして捉え、浩瀚な研究書を世に問うたのは、上掲の前田であった。2006年発行の改訂版(初版は1988年)は636ページにものほり、ここでは紙幅の都合上、同著の内容を詳しく紹介できないのは残念であるが、とりわけ圧巻は重慶爆撃についての分析であることだけは強調しておきたい。前田が1987年、「朝日ジャーナル」に重慶爆撃について連載する以前は、日本では重慶爆撃の実態やその意味は十分に理解されていなかったが、前田によって日本の加害責任の意味と原爆投下の思想的背景が明らかになったのである。重慶爆撃の被害者は2006年、日本政府に損害賠償を求めて提訴した。しかし、最高裁判所が2007年、日中平和友好条約によって、中国人民の対日請求権は消滅した、と判決した現在、勝訴への道のりは極めて厳しいといえる。

8. 日本の核保有論

日本政府が近い将来、核武装に踏み切るとは断言できない。だが、日本が核武装の潜在的能力をちらつかせることによって、軍事大国日本を誇示し、中国と朝鮮共和国および周辺アジア諸国を牽制する手段としようとしていることには疑い得ない。このことは、日本の平和外交ではなく軍事外交を助長し、アジアの非核化実現を妨げ、世界的な核軍縮に敵対するものであることはいうまでもない。

日本では原子力基本法（1955年）によって、原子力は平和利用に限られ核爆弾の開発は禁止されている。さらに、佐藤内閣時に「非核三原則」（1967年）を採用し、政府の政策として核武装はもちろん核の持ち込みも認めないことを明らかにした。ただし、現在に至っても、非核三原則を国是と言う以上には法律としない、というのが歴代政府の「基本原則」となっている。国際条約としては、部分的核実験停止条約（加盟1964年、以下同じ）、核拡散防止条約（NPT, 1976年）、包括的核実験禁止条約（1996年）によって、日本の核実験や核武装は禁止されている。

だが、一方で日本政府は岸内閣以来、自衛用核兵器は合憲という態度をとり続けており（政府答弁書「内閣参質128第4号」1993.12）、核武装の可能性の余地だけは残しておく、というのが日本政府の基本政策である。このことを銘記しておかなければならない。

これまで、政府部内では密かに日本核武装の可能性について検討してきた。外務省機密文書「外交政策企画委員会」（1969年）によれば、日本は当面、核武装はしないがそのポテンシャルだけは保持するという（「毎日新聞」84.8.1）。「日本の核政策に関する基礎研究」（「内閣調査室委託研究報告」1970.1）では、①技術的には核兵器の開発は可能、ロケット製造も可能。②日本の総人口の50.1%が総面積の18.9%に集注し、核攻撃に対しては脆弱。③政治的には困難。米中ソの猜疑心を煽り、外交的に孤立する、という結論となった（「朝日新聞」94.11.16）。防衛庁「大量破壊兵器の拡散問題について」（1995年）によれば次の通りであった。①日本の核保有は対米不信の表明となる。周辺国の警戒心を高める。②国内政治の混乱を招来する。核管理のためのインフラ整備に膨大な政治的・経済的コストを必要とする。③アジアの不安定化はアジアのみならず欧米諸国に深刻な問題を招来する。④日本の政策としては、信頼醸成措置の下に不利益を避け、NPTの延長を支持する。⑤日本の安全はアメリカの核抑止力に依存する（「朝日新聞」03.2.20）。

一方、日本の原子炉級のウラニウムやプルトニウムでは核兵器製造は不可能であるという、見解もあるが、専門家の見解は異なっている。「20%以上の高濃縮ウランと使用済み燃料の再処理から回収されるプルトニウムは兵器転用が可能であり、それを生産することができる施設は、平和利用でも軍事利用でも同じである。言い換えれば、いわゆる「核燃料サイクル技術」は両者にとって要となる技術である。…現実には欧州に37.9トン、日本に5.9トン、合計約44トンのプルトニウム在庫量を抱えている」（鈴木達治郎・電力中央研究所上席研究員、日本平和学会2007年春季大会部会報告）。「原子炉級プルトニウムでも高性能の核兵器を製造することは可能である」（勝田忠広・核融合工学者、「朝日新聞」07.3.14）。約8kgのプルトニウムで核兵器1個作れるとすれば、日本は国内貯蔵プルトニウムだけでも単純計算で625個の核兵器を製造することができる。

ロケット技術については、純国産H2の成功（1992.12）によって、日本は「弾道弾ミサイルと独自の偵察能力を獲得する潜在能力を持つことになった」（ロバート・マニング元国防省顧問、アジア政策担当）。ロケット技術はさらに進歩し、現在では大型ロケットH2Aは積載重量4～6 tの打ち上げ能力を持つに至っている。

アメリカは早くから日本の核武装に警戒感を持ち、フォード政権のキッシンジャー国務長官が1974年、日本が核武装することを信じていると語っていたことが国家安全保障会議（NSC）録に明記されている（「日本経済新聞」07.4.8）。国際原子力機関（IAEA）も「核武装を一番恐れているのは日本とドイツ」だという（元IAEA広報部長・吉田康彦、「毎日新聞」95.3.23）。

9. アメリカ世論の変化の兆候

アメリカ政府は当初より、原爆の悲惨な真実を公表することを一切厳禁してきた。最近、60年ぶりに発見された、1945年9月に長崎を訪れたジョージ・ウエラー記者の生々しい原爆ルポルタージュは当時、GHQの検閲によって隠滅されていた。日本で原爆に言及する者は、占領目的違反として逮捕された。このようにして、アメリカでは真実が全く知らされないまま「原爆神話」が形成され、圧倒的多数の米国民がこれを信じるに至ったのである。

しかし、現在、アメリカでも重要な世論の転換の兆候が見え始めている。既に紹介したようにバーンSTEIN教授やアルペロビッツ教授のような歴史学者のなかから原爆神話に対する根本的な批判が提出されるに至っている。2005年のAP通信の世論調査では、広島・長崎への原爆について賛成47%、反対45%と賛否あい半ばまで接近している（「毎日新聞」夕刊05.6.17）。原爆の悲惨さを描いた米ドキュメンタリー映画「ヒロシマ・ナガサキ」が2007年8月6日、米有料ケーブルHBO（受信契約は全米で4千万超）のプライムタイムに流された。これは極めて異例のことであった（「日本経済新聞」07.8.7）。もっとも注目すべきは、キッシンジャー元国務長官、ベリー元国防長官ら外交・軍事の専門家ら共和・民主の長老4人が保守系新聞ウォール・ストリート・ジャーナルに「核兵器のない世界」と題する論文を寄稿し、米国は指導力を発揮し、現実論としての核廃絶構想を描くべきだと主張した。マクナマラ元国長官もこれに賛意を表した。冷戦時、米国ミサイル発射担当将校であったブルース・ブレア世界安全保障研究所所長はハイテク通常兵器の抑止力増大で核兵器の役割は劇的に下がった、と指摘した（「朝日新聞」07.8.7）。キッシンジャーらの提案がハイテク通常兵器におけるアメリカの圧倒的優位を前提としていることは間違い

ないが、アメリカ支配層内に重要な意見の分岐が生じていることが重要である。

これとは別に、イギリスでは2006年、同国で唯一の核戦略兵器であるトライデントの更新に対して強い反対が起こり、イギリスは核戦力を放棄すべきだとの世論がもりあがった。7月のICNの世論調査によればトライデント更新反対59%、賛成37%であった。労働党左派や「核軍縮キャンペーン」(CND)の活動が強まっている（「朝日新聞」06.11.4, 「毎日新聞」06.12.26）。

おわりに

「忘却は肯定である」と言われるとおり、あらゆる機会を通じて核兵器問題は語り継がれなければならない。これは、多くの志ある人々の努力がさまざまな形で日々行われている。本稿もそのような活動の驥尾に付して、忘却に抵抗する一助となれば幸いである。残された課題である核軍縮いかにあるべきか、という問題については別稿に譲りたい。

(2007.8.24)